

## 第5回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第5回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子

会議日時 令和6年2月28日 午後2時00分開会

会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

### 議事日程第1号

- |      |       |                      |
|------|-------|----------------------|
| 日程第1 |       | 会期の決定                |
| 日程第2 |       | 書記及び議事録署名委員の指名       |
| 日程第3 | 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 農地法転用事業計画の変更申請について   |
| 日程第5 | 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 大船渡農業振興地域整備計画の変更について |

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 議長 熊谷 玲子君 | 3番 金野たか子君 |
| 4番 及川 和子君 | 5番 細谷 知成君 |
| 6番 鈴木 力男君 | 7番 及川 建則君 |
| 8番 近江カズ子君 | 9番 中村 亨 君 |

（農地利用最適化推進委員 9名）

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| [大船渡地区] 大船渡地域 佐藤 幾子君 | 末崎地域 鈴木のり子君  |
| 末崎地域 尾形キヨシ君          | 赤崎地域 浅野 幸喜君  |
| 猪川地域 鈴木 学 君          | 日頃市地域 中嶋 敬治君 |
| [三陸町地区] 綾里地域 根内 孝 君  | 綾里地域 古内 文人君  |
| 越喜来地域 及川 孝子君         |              |

遅刻者（0名）

- 欠席者（3名）
- |                 |
|-----------------|
| 1番 佐藤 信 君       |
| 2番 菊地 久寿君       |
| 大船渡地区立根地域 金 典夫君 |

早退者（0名）

事務局出席者

局長 小松 哲 君  
係長 志田 和則君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第5回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

2月になって寒暖の差が激しい日が続き、体調はいかがでしょう。インフルエンザの流行、物価高騰など、心身ともに堪える問題ばかりの中、確定申告も始まりました。体調を整えて乗り切っていきましょう。

さて、今月の8日、9日と盛岡で研修会があり出席してまいりました。その中で相続登記の申請の義務化という話がありました。農地だけでなく、あらゆる土地を対象とした改正で所有者不明の土地などの発生予防、利用の円滑化の両面から民事基本法の見直しが今年の4月1日から施行されます。相続人が相続を知った日から3年以内の相続登記の申請を義務化、その間に登記されない場合は10万円以下の過料の罰則、登記を促すための施策として相続人申告登記の新設ということですので報告いたします。

そして、一関の白い農地問題の件についても触れられておりました。「農業委員会の指導がしっかりしていればやらない」、「市に責任がある」と強気の姿勢です。他人事ではありません。担当地域での違反転用、少しでも変化が見られた場合は速やかに事務局に相談し、意思疎通を欠かさぬよう努めてまいりましょう。

簡単ですが挨拶といたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日出席の農業委員は8名、推進委員は9名であります。欠席の通告のあった農業委員は、1番、佐藤信農業委員、2番、菊地久寿農業委員の2名であります。また、欠席の連絡のあった推進委員は、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員の1名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長は議会对応のため欠席しておりますので、佐々木事務局長補佐から報告をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

それでは、初めに先月開催の第4回総会以降の経過報告です。2月2日、大船渡市農業協同組合役員報酬審議会に熊谷会長が出席しています。2月8日、令和6年度いわてポラーノの会総会に女性委員の方々が参加しています。2月8日、9日、一般社団法人岩手県農業会議市町村農業委員会会長・事務局長研修会及び会議に熊谷会長が出席しています。同2日間、令和5年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会に女性委員が6名参加しております。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。3月5日、令和5年度農業労賃標準額設定検討委員会に熊谷会長を含め農業委員6名が出席予定です。3月11日、祈りのモニユ

メント除幕式及び令和5年度東日本大震災大船渡市犠牲者追悼式に中村会長職務代理者が出席予定です。3月15日、令和5年度一般社団法人岩手県農業会議定期総会は書面議決の予定です。3月18日、令和5年度個人経営の法人化に係る研修会にWebでの参加を予定しています。第6回総会は3月27日に開催を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願ひします。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。

それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、9番、中村亨農業委員、3番、金野たか子農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) では、議案書の2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目は畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は1,043㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月31日であります。

続いて、3ページにお進み願ひします。番号2、登記簿地目は田、畑及び雑種地、現況地目は田、畑及び宅地となっております。面積は計6,802㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は2月5日となっております。

次に、4ページにお進み願ひします。番号3、登記簿地目は畑及び宅地、現況地目は畑及び雑種地、面積は計731.73㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月11日となっております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第4、議案第1号、農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは、議案書5ページをお開き願います。議案第1号、農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は330㎡。権利種別は売買。

以前の転用目的は、露天駐車場を整備するというので、法面を合わせて330㎡全てを使うという計画になっておりました。こちらのほうは、住宅地の近くに駐車スペースがなく不便を強いられていたためということで申請がありまして、令和5年3月28日に許可の通知をしていたところでございます。

備考欄ですけれども、計画どおり事業を遂行できない理由といたしまして、現在、美容院を経営しているけれども、借家で駐車場もなく設備等が共同であり不便なため、美容院を建築し営業したいと考え直したということで、総面積330㎡を使って宅地にするという事業の計画変更になるものです。

こちらにつきましては、第2種農地となっておりますけれども、令和5年3月28日の5条転用のために、当該土地につきましては、農振農用地からの除外を行ったところでございます。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について、説明をお願いします。議案第1号1番について、10番、私、熊谷玲子から説明いたします。

10番、熊谷です。議案第1号、農地転用事業計画の変更申請についての調査報告をいたします。この案件は昨年3月28日の総会に付議されたものであります。

3月23日、午後3時過ぎに譲受人と、申請地で現地確認をしながら聞き取りをいたしました。

地図は1ページになります。申請地の右側2軒目が、譲受人の自宅になります。

転用理由にもあるように、自家用駐車場として利用したいとありますが、美容室を営んでいます、借家で駐車場もなく不便を感じていたため、自宅近くに美容室を建築し営業したいということで、計画の変更の申請に至ったそうです。

現地は農地と宅地が混在しており、今回の申請に対しての周辺農地への影響ですが、南東向きの傾斜地で日当たりも良く、北側は小高くなっており、全般に日陰に対する影響はないものと見てまいりました。生活排水の件ですが、当該地は南側道路沿いに側溝が通っており、問題はないと見てまいりました。以上で調査の報告を終わります。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書6ページをお開き願います。議案第2号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は242㎡のうち90㎡。権利種別は使用貸借。

転用の目的は露天の資材置場及び駐車場として利用するというので、90㎡の予定で使用するというのでございます。

転用理由ですけれども、携帯電話無線基地局を建設するにあたり、資材置場及び駐車場として利用したいということでもあります。一時転用ということで許可の日から令和6年4月30日までの一時転用ということになります。

地図は2ページになりますけれども、利用する90㎡の網掛けがある部分の北側と言いますか、少し尖って見える部分、こちらにもう既に携帯電話の無線基地局のアンテナがありますけれども、これの設備を更新するというので、1本新たに無線の鉄塔を建てるという計画のようであります。

こちらにつきましては、事務局側で第2種農地と判断しております。

続いて、番号2、地図は3ページになります。登記簿地目は畑、現況地目は田、面積は1,067㎡。権利種別は売買。

転用の目的ですけれども、太陽光パネルを設置したいということでもあります。

転用理由にもございますけれども、譲受人の事業拡大と遊休地の利活用のため、当該土地を取得して太陽光発電事業を行うということでございます。

こちらの農地につきましては、事務局として第2種農地に該当すると見込んでおります。

続いて、7ページをお開きください。番号3、地図は4ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は3,763㎡のうち280㎡。権利種別は使用貸借。

転用の目的は露天駐車場として使うということで、転用理由に選挙事務所の駐車場として利用したいということで、今年4月30日までの一時転用ということになっております。

地図の4ページの網掛けになっているところが、該当の280㎡の露天駐車場希望地であ

りますけれども、その北側にAというお宅があります。こちらが選挙の事務所になると伺っております。こちらで駐車場がないということで、一部を借りて駐車場として使うという計画のようであります。

こちらの土地につきましては、現在、農振農用地に該当しておりますけれども、一時転用であれば農振農用地であっても転用できるという規定がございますので、そちらに該当するということで、議案として作成したものでございます。

続いて、番号4、地図は5ページになります。登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は2,452㎡のうち178.38㎡。権利種別は賃貸借。

転用の目的ですけれども、露天の資材置場及び駐車場として利用するというので、転用理由にありますとおり、工事のための資材置場として利用したいということで、許可の日から3月1日までの一時転用ということになっております。

こちらの土地につきましては、以前も一時転用の申請がありまして、本年1月30日までの期間ということで一時転用を許可していたものになっております。その前で工事が一旦終了したということで、露天の資材置場や仮設トイレなどを一度撤去したようですけれども、同じ工事の別の区分で再度請負ったということで、3月1日までの一時転用を希望するという事になったものでございます。

こちらにつきましては、第2種農地と見込んでおりますけれども、実際には既に駐車場及び仮設トイレなどを設置しておりまして、追認案件となります。先月の半ば以降、こちらにつきましては、利用を延長したいという申出があったんですけれども、前回の総会には案件として出すのは間に合わず、今月にかけるものとなったところでございます。これにつきましては、許可を得ずに利用していたということで、始末書の提出がありました。議案の説明は以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について、大船渡地区末崎地域、鈴木のり子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(鈴木のり子君) 推進委員の鈴木のり子です。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

2月24日、午前中に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

現況は草刈り管理された雑種地で、既に電波塔が建っておりまして、また更に建てるということでございます。隣接する周辺の状況は、申請地の東側は市道、南側は民家、北、西側は休耕地となっております。

申請に至った経緯ですが、借受人は携帯電話無線基地局を建設するにあたり、露天資材置場、駐車場として利用したいとのことでした。

農地の持ち主は数年前に脳梗塞を罹ったようで、体が不自由になって畑の耕作はできなくなったそうで、現況は雑種地になっております。特に周辺への影響もないものと思われま



す。以上です、よろしくお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号2番について、大船渡地区猪川地域、鈴木学推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員(鈴木学君) 推進委員の鈴木です。議案第2号2番について調査報告いたします。

2月25日に現地を確認し、譲受人の代理人、行政書士、それから土地家屋調査士事務所、そして譲渡人に電話にて状況を確認しました。現地は数年前に譲渡人の父が亡くなった際に相続したのですが、仕事の都合上、全然時間的に余裕がなく、特に耕作はご本人がしていなかったということです。現在の仕事を継続すると、今後も耕作は難しく、ソーラー発電への利活用を持ちかけられて、そのように決断したそうです。

現地は四方を鉄道、道路、住宅、それから駐車場ときれいに囲まれていまして、周辺への影響はまずないだろうと判断しています。

あと行った際に畝のようなものがありまして、何か最近まで耕作していたんじゃないかという感じがしたんですけども、譲渡人が近所の人に使っていていいということで、何かちょこちょこ耕作していたみたいです。売却が決まったという旨を伝えたところ、以降、耕作はしないと話がついているそうです。以上です、よろしくお願いします。

○議長(鈴木玲子君) それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号3番について、1番、佐藤信農業委員ですが、代わりに近江カズ子農業委員から説明をお願いします。

○8番(近江カズ子君) 議案第2号3番、農地の一時転用に関する調査結果報告を行い

ます。

現地調査は2月20日火曜日、圃場にて行いました。聞き取りは2月20日、借受人と貸付人、それぞれの自宅にお伺いして行いました。

現地調査では周辺農地について作付地となっていることを確認するとともに、北側に位置する水田ですが、水管理等について調べ、周辺農地に影響は与えないことを確認しました。

一時転用の理由は選挙事務所の駐車場となっています。当該農地以外に、近隣に駐車場として活用できる土地がないことを確認しました。選挙事務所前の県道は大型自動車等の往来が多く、駐車場の確保は交通安全の面からも重要であると感じました。

聞き取りでは借受人からは、選挙事務所の駐車場として4月30日まで使用し、農地として復元して返す予定であることを確認しました。貸付人からは、所有権の移転ではないこと、返還後はこれまでどおり農地として維持管理していく予定であることを確認しました。

なお、借受人には返すにあたって、農地としての復元を行うこと、貸付人には農地として復元されているか確認し、返還を受けることについて助言しました。報告は以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号4番について、7番、及川建則農業委員から説明をお願いします。

○7番(及川建則君) 議案第2号4番について報告いたします。この案件は9月に提出されたものの追加案件です。

2月26日、借受人に電話で聞き取りしました。借受人からは3カ月以内で終了の予定でしたが、12月に担当の職員の病気により土木工事が中断してしまったことから、3月1日までの追加をしたいということで届出をしました。

もう既に2月中の工事も終了して撤去する予定になっていまして、昨日現地に行ったところ、もう撤去してなくなっていたので報告いたします。以上です。よろしく申し上げます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号4番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第6、議案第3号、大船渡農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いするわけですが、農林課の吉田主任に出席をいただいておりますので、事務局説明のあとに吉田主任から大船渡農業振興地域整備計画の変更に係る経緯を含めまして説明をお願いします。初めに、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案第3号、大船渡農業振興地域整備計画の変更についてを議題とさせていただきたいんですけれども、これにつきまして農林課の担当を同席させたいということで、5分ほど、午後2時43分までちょっと休憩とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

午後2時38分休憩

午後2時43分再開

○議長(熊谷玲子君) 再開いたします。初めに、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書8ページになります。議案第3号、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づいて定めた大船渡農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更することについて、同法施行規則(昭和44年農林省令第45号)第3条の2の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し、意見を決定するものです。

次のページに、大船渡市長から当委員会に宛てた依頼文書が添付されております。

次のページ、10ページです。今回の意見の聴取につきましては、農振農用地からの除外に関する意見、それから計画の内容に関する意見というものが求められるところがございます。農振農用地からの除外の一覧として立根町、日頃市町、越喜来地内、それから綾里地内の農地の除外について意見を求められているところがございます。

議案書12ページ以降につきましては、大船渡農業振興地域整備計画を一部変更することの内容が、12ページから28ページまでが農用地区域からの除外に関する検討表ということで内容を記したものになります。

以降、29ページ以降が本計画の修正案に関する内容となっております。

これにつきまして、詳細を大船渡市農林課の吉田主任から説明をお願いいたします。

○農林課主任(吉田真央君) 農林課の吉田です。議案第3号、大船渡農業振興地域整備計画の変更について、ご協議をお願いいたします。先ほど説明がありましたが、本日は大船渡農業振興地域整備計画の変更について及び農用地区域からの除外案件の2点について、ご協議をお願いいたします。

それでは、10 ページをお開きください。初めに今年度申請がありました農用地区域からの除外案件について、一覧に従い説明を行います。初めに資料の修正がございます。面積について、2番の面積について293と記載がありますが、正しくは1,171のうち293になります。また3番の面積について1,171のうち403と記載がありますが、正しくは2,404のうち403になります。誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に戻ります。毎年実施しております農用地区域からの除外申請の手続きについては、令和5年4月3日から同年5月2日までの30日の期間で行い、17件の申し出がありました。申請内容としては太陽光発電パネル整備案件が13件、一般住宅建設案件が2件、物置敷地、駐車場及びカーポート整備案件が1件、共同墓地移設及び駐車場整備案件が1件になります。

1番、面積は2筆合計で9,328㎡、登記地目は畑、現況は休耕畑。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

2番、面積は1,171㎡のうち293㎡、登記地目は畑、現況は休耕畑。除外理由は一般住宅の建設になります。

3番、面積は2,404㎡のうち403㎡、登記地目は畑、現況は休耕畑。除外理由は物置敷地、駐車場及びカーポートの整備になります。

4番、3番と同じ農地になります。面積は2,404㎡うち315㎡、登記地目は畑、現況は休耕畑。除外理由は一般住宅の建設になります。なお、3番と4番につきましては、当該地に既に物置及びカーポートを設置しているうえ、農地の一部を舗装し、砂利敷き工事を実施済みであることから、申請者より顛末書を提出していただいたうえで、追加で認定することになります。

5番、面積は1,449㎡。登記地目は畑、現況は休耕畑。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

6番、面積は7,466㎡、登記地目は畑、現況は休耕畑。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

7番、面積は2筆合計で3,032㎡、地目はAが登記地目は畑、現況は休耕畑、Bが登記地目は田、現況は休耕田になります。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

8番、面積は2,477㎡、登記地目は田、現況は休耕田。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

9番、面積は3筆合計で3,301㎡、地目はAが登記地目は畑、現況は休耕畑、B及びCが登記地目は田、現況は休耕田になります。除外理由は太陽光発電パネルの整備になりま

す。

10 番、面積は 3,287 m<sup>2</sup>、登記地目は田、現況は休耕田。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

11 番、面積は 5,755 m<sup>2</sup>のうち 2,644 m<sup>2</sup>、登記地目は田、現況は休耕田になります。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

12 番、面積は 4,949 m<sup>2</sup>のうち 2,633 m<sup>2</sup>、登記地目は田、現況は休耕田。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

13 番、9 筆合計で 3,596 m<sup>2</sup>、登記地目は全て田、現況は全て休耕田。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

14 番、6 筆合計で 3,140 m<sup>2</sup>、登記地目は全て田、現況は全て休耕田。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

15 番、面積は 2 筆合計で 6,051 m<sup>2</sup>、登記地目は A が畑、現況は休耕畑、B は登記地目が田、現況は休耕田。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

16 番、面積は 2,037 m<sup>2</sup>、登記地目は田、現況は休耕田。除外理由は太陽光発電パネルの整備になります。

最後になりますが、17 番、面積は 1,066 m<sup>2</sup>、登記地目は畑、現況は休耕畑。除外理由は共同墓地の移設及び駐車場の整備になります。以上の案件になります。

なお、これらの案件につきましては、県と事前協議済みであり、異存なしと回答いただいておりますことを申し添えます。また、事業計画地に農地が隣接する案件につきましては、隣接する農地所有者からの同意書も提出されております。各除外案件の詳細につきましては、12 ページから 28 ページに記載のとおりとなります。以上で、農用地区域からの除外に関する説明を終わります。

続きまして、2 点目の大船渡農業振興地域整備計画の見直しについて説明をいたします。29 ページをお開きください。こちらは、大船渡農業振興地域整備計画の見直しの概要を記載した資料になります。大船渡農業振興域整備計画(案)については 33 ページから 56 ページに添付しておりますが、量が多いことから本日は 29 ページの概要の資料を用いて説明をさせていただきます。

まず、1 番の農業振興地域整備計画とは、地域の農業の健全な発展を図るため、農用地等として利用すべき土地の区域や、農業生産基盤の整備及び開発に関する事項等を定めている計画になります。この計画は、社会的背景や経済情勢の変化などを考慮し、概ね 5 年ごとに見直しをすることとしており、大船渡市では現在見直し事務を進めているところになります。

2 番の見直しの目的としましては、今回の計画では、それぞれの地域の特徴を生かした魅力ある農村環境の確立を目指し、農業経営の体質強化、生産性の向上及び住み良い農村社会の形成を図るため、花き、菌床椎茸、ピーマン等の高収益作物を積極的に振興するこ

ととした農業振興方策を策定しております。また、大船渡市では耕地が狭小・急傾斜地等の悪条件の中、耕作放棄地が増加している状況にあることから、農地として利用が困難な農用地、こちらについては、米印1でも説明をしておりますが、前回の計画の見直し以降5年間で、農業委員会において非農地通知及び適用外証明が交付された農地等を除外、農業振興区域から除外するとともに、遊休農地への椿やワイン用ブドウの植栽を推進し、遊休農地面積の縮減に努める等の取組を推進するものとしております。

3番は、計画の概要になります。(1)、農用地の利用計画についてになります。まず、初めに農業振興地域の設定についてですが、農業振興地域とは、今後相当期間にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として、県が指定しているものになります。こちらについては、既存の指定地域が添付している一覧になりますけれども、こちらを引き続き農業振興地域とし、土地利用の方向を定め効率的利用を図ることとしております。

ページをめくっていただいて、2ページ目になります。農業振興地域に指定されていることのメリットとして、主に3点ありまして、農業振興施策の計画的・集中的実施にあたり、日本型直接支払交付金や各種補助金、融資事業の対象となること。固定資産税や相続税の優遇措置、譲渡所得の特別控除制度の対象となること。農用地区域内の開発行為が制限されるため、良好な営業環境が守られることなどが挙げられます。

続いて、農用地区域については、今後概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地として、市が地番ごとに指定しているものになります。こちらについては、本市の農業振興地域は農地、山林、宅地及び雑種地が混在する典型的な中山間地域であり、一団としての良好な農用地区域の設定が難しい状況にあることから、次の条件を満たす農地から先ほど説明しました定義除外として、農業委員会において5年間にわたって非農地通知と適用外証明が出された農地を引いた既存区域を、引き続き農用地区域とすることとしました。条件については、一つ目が10ha以上の集団的な農地。二つ目が土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地。三つ目が先ほど説明した以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地を農用地区域に設定しております。今回、農用地区域から除外した定義除外の内容については、この表のとおりになりまして、合計34.4haを今回は農用地区域から除外をしております。

(2)の農業生産基盤の整備開発計画になります。こちらについては、本市の農業は典型的な中山間地域の生産基盤であり、1戸当たりの経営耕地面積が小さいこと、農業従事者の高齢化、担い手不足、鳥獣被害等が深刻であるため、遊休化が進んでいます。東日本大震災により被災した農地・農業用施設については、農地災害復旧事業や農用地災害復旧関連事業により、県が事業主体として復旧・整備を進め、対象農地の全面積を復旧しましたが、今後も安定的な農業生産を図るためには土地利用の効率化が不可欠であります。よって、限られた農地を有効かつ効率的に活用し、機械導入による農作業の省力化、低コスト

化、生産性の高い近代的農業経営等を展開し、農業所得の向上と農業経営の安定を図るという内容を記載しております。前回の計画からの主な見直し内容としては、日頃市地区と吉浜地区に日本型直接支払事業の取組を追記しているほか、越喜来地区に民間事業者間の連携によるタマネギの実証栽培の取組を行っていることを追記しております。

続きまして、(3)、農用地等の保全計画については、本市は周囲を山々に囲まれており、農業従事者の高齢化や鹿などの鳥獣被害、震災による離農者の増加等が要因となり、耕作放棄地が増加しています。しかしながら、中山間地域における農地は国土の保全、水源の涵養、自然景観の形成など多面的機能を有し、公益的な役割を果たしております。よって、日本型直接支払制度の実施等により適正な農業生産活動を維持し、既存農地の機能低下の防止や耕作放棄地の復旧に積極的に取り組んでいるという旨の内容を記載しております。前回の計画からの見直し内容としては、文言を一部修正したのみで内容について大きくは変わっておりません。

続きまして、3ページをお開きください。(4)、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画になります。こちらについては、農業の担い手不足等により耕作放棄地や遊休農地が増大している中、意欲ある効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体への農地利用集積を図ることが必要である。よって、遊休農地調査の実施の継続と調査結果の分析、地区ごとの座談会による普及啓発活動等を行い地域ぐるみで推進することなどを記載しております。前回の計画からの見直し内容としては、認定農業者の要件を現行制度に変更しております。

続きまして、(5)、農業近代化施設の整備計画についてです。こちらについては、本市の農業労働力は、農家の後継者不足や農業従事者の高齢化等により減少傾向にあり、この傾向は今後も続く予想されます。このような中、農業経営の安定と向上を図るためには、既存の農業近代化施設を更に有効活用するとともに、地域の特性と資源を生かした農業振興を進める必要があります。よって、従来のもやし、野菜、畜産、椎茸等を組み合わせた複合経営に加え、花き等の高収益作物を地域の担い手農家等を中心に導入し、集団組織や生産組織による機械の共同購入により低コスト化を図り、施設型農業の推進と産地化を目指すこと。また、震災後は、市が被災跡地に整備した産業用地において、民間事業者によるトマトの大規模農園施設やイチゴ生産・担い手拠点施設が整備され、施設型・周年生産型農業が行われており、今後も引き続き生産施設拡大の基盤を作る支援を行うという内容を記載しております。前回の計画からの見直し内容としては4点ありまして、末崎地区の被災跡地に市が整備した産業用地における民間事業者のトマトの大規模園芸施設を追記したこと。猪川地区に遊休地を活用して、農業者と醸造事業者が連携したワインぶどうの産地化を目指す取組を追記したこと。また、綾里地区に経営規模拡大と野菜等の販売額増加を目指した施設整備を追記したこと。最後に、越喜来地区に被災跡地を活用した民間事業者のイチゴ生産・担い手育成拠点施設の整備及び市内農業法人による新たな生産技術高度化

施設等の整備をしたことを見直し内容として追記しております。

(6)、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画につきましては、本市の農業就業人口は年々減少しているほか、年々高齢化も進展してきており、今後もこの傾向は続くと思われることから、意欲ある若年層の農業者の確保が急務となっております。よって、農業が若い人にも魅力ある職業として選択していただけるよう、就農条件等を整備するとともに、県立大船渡東高等学校等への支援や、市内の小学校を対象とした農作業体験学習を促進すること。また、新規就農者の確保については、各種計画の育成目標等を勘案し、毎年1人以上を達成できるよう対策を実施することを記載しております。前回の計画からの見直しとしては、新規就農者の確保について、大船渡地方農業振興協議会を主体として実施する相談会や栽培見学会等の取組を追記しております。

(7)、農業従事者の安定的な就業の促進計画については、当市の農業・農村振興の基本方針に従い、農業経営の改善と安定の一層の向上を図るとともに、農産物の加工処理や技術を生かした特産品の開発、特に特産果樹である小枝柿や、市の花である「つばき」を活用した加工品開発を推進し、地域全体の安定的な就業機会の確保・拡大を図ることを記載しております。ページをめくっていただきまして、こちらについての見直し内容については、前回と余り大きく変わっておらず、文言の一部と産業別就業人口の数値を修正しております。

最後に、(8)、生活環境施設の整備計画になりますが、こちらについては、これまでの各種施設の導入等により効率化や経営規模の拡大が図られていますが、市内の農村地域は生活環境施設の整備が市街地に比べ遅れが見られております。農村に担い手が定着するためには、居住地としての農村地域が魅力的になるようインフラの整備やスポーツやレクリエーション施設などの整備により、担い手が農村に定着できる条件をつくるための生活環境整備事業を積極的に導入する必要があるという旨を記載しております。こちらについても、大きく内容は変えておらず、市の総合計画にあわせた内容に一部修正しております。長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○議長(熊谷玲子君) 次に、農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地利用計画の変更により農用地区域から除外されることとなる土地の現況について、担当地域の農業委員並びに推進委員から説明をお願いします。初めに議案第3号1番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員ですが、代わりに、5番、細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○5番(細谷知成君) 5番、細谷です。担当推進委員の金さんより報告書を預かっておりますので代読いたします。推進委員の金です。議案第3号1番につきまして、現地調査並びに聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

地図の6ページです。現地調査は2月24日、午前に行っております。登記地目は畑ですが、現況は休耕畑になっております。



所有者宅を2月23日に訪問し聞き取りしております。以前は近隣の酪農業をしている方に牧草地として貸していましたが、病気になり規模を縮小したので、現在は休耕畑になっているとのことでした。当該地は面積が広く、また、山間部のため耕作に適さず、休耕状態なので、適切な土地の活用を模索していたところ、付近には同様の太陽光発電設備が3カ所あり、太陽光事業者と合意に至り申請したものです。

周辺農地への影響は山間部のため休耕地が多く、影響は少ないと判断いたしました。以上で報告を終わります。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号1番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号2番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員からお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) 推進委員の中嶋です。議案第3号2番について調査の結果を報告いたします。

申請地は、登記簿上は畑、現況は休耕畑。

2月23日に現地を確認したところ、現地はロープで申請箇所を明示されております。

電話で申請者にお話しを伺ったところ、ご子息が帰郷して居宅を新築したいということで一般住宅用地としたい旨のお話でした。

周辺は住宅地ですし、その他の農地への影響はないものと判断いたしました。以上、よろしくお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号2番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号2番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号3番及び4番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員からお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) 議案第3号3番と4番について調査の結果を報告いたします。

申請地は、登記簿上は畑、現況は休耕畑となっています。この休耕畑の一部で、(A)、(B)あわせて718㎡となっております。

2月23日に現地を確認したところ、現地には既に駐車場、カーポート、物置が整備されております。

電話で申請者にお話しを伺ったところ、ご子息との二世帯住宅のための住宅用地としたほか、市道の工事に伴い物置を移転して放置したということでした。周囲は申請者所有の休耕畑でして、その他の農地への影響はないものと思われまますので、よろしくお願ひします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号3番及び4番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号3番及び4番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号3番及び4番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号5番について、三陸町地区越喜来地域、及川孝子推進委員からお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員(及川孝子君) 推進委員の及川です。農用地区域からの除外5番について報告いたします。

現況は、しばらくの間手入れがされておらず、何本もの木が生い茂っており、耕作している様子はありませんでした。

2月24日午後3時45分頃、所有者宅を訪問し、本人とお母さんに話を聞きました。申請に至った経緯ですが、3年ほど前、太陽光発電会社の方が訪問してきて説明を受け、現在何年も耕作はしておらず、今後も耕作の予定はないということで、設備整備に合意したとのことです。

調査した土地の道路を挟んだ左側に太陽光発電パネルが設置されていましたが、その土地も申請者所有の土地で昨年設置されたとのことです。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号5番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号5番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号6番について、三陸町地区越喜来地域、及川孝子推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員(及川孝子君) 推進委員の及川です。農用地区域からの除外6番について報告いたします。

現状は草刈り管理された休耕田で棚田になっており、日当たりも良いようです。

2月26日午後5時頃、所有者宅を訪問し、本人は仕事でまだ帰宅しておらず、同居しているお母さんに話を聞きました。申請に至った経緯ですが、昨年、太陽光発電会社の方が訪問してきて説明を受け、現在耕作はしておらず、草刈りだけは人を雇って作業をしてもらっており、今後も耕作の予定はなく、維持管理も大変だということで設備整備に合意したとのことでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号6番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号6番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号7番について、9番、中村亨農業委員からお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。議案第3号、農用地区域除外7番について報告いたします。

地図は11ページです。Aは休耕畑、Bは休耕田です。時期のずれはありますが、草刈り管理がされています。

家の後継者はいるのですが農業の後継者はいない、今後とも作付の予定もなく農地としての管理も十分できないと思い、今回、太陽光発電パネルの整備をしたいと考えましたということでした。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号7番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号7番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号7番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号8番について、9番、中村亨農業委員からお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。議案第3号、農用地区域除外8番について報告いたします。

地図は12ページです。現況は休耕田ということで、説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号8番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号8番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号8番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号9番について、9番、中村亨農業委員からお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。議案第3号、農用地区域除外9番について報告いたします。

地図は13ページです。Aは休耕畑、BとCは休耕田です。

2年前に旦那さんが亡くなり、現在は高齢で一人暮らしです。娘と孫が遠くにおりますが、農地もいらない、帰ってくるかもわからないということで、作付けの予定もたたないので、この際ソーラーパネルの整備に同意したということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号9番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号9

番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号9番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号10番及び11番について、9番、中村亨農業委員からお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。議案第3号、農用地区域除外10番と11番について報告いたします。

地図は11ページです。本人は体調を崩しており、農地としての管理もつらくなっており、子どもたちも定年までは帰ってくることを考えていないという状態である。数年前に来たソーラー会社は途中で撤退してしまいましたが、今回は話が進んでいるということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号10番及び11番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号10番及び11番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号10番及び11番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号12番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。議案第3号、農用地区域除外12番について報告いたします。

現地は農用地区域除外11番の隣にあります。

本人は単身赴任しているような状況で、農地の管理にも限界が近づいているような状況です。この際、太陽光発電パネル整備に決めたということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号12番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号12番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号12番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号13番について、9番、中村亨農業委員からお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。議案第3号、農用地区域除外13番について報告いたします。

地図は14ページです。現在、Aは木が生い茂っております。地図上のBとC、DとE、FとG、そしてHはそれぞれ1枚ずつと4枚の休耕田です。

本人は病気の管理をしながら一人暮らしです。息子さんも10年以上も帰省しておらず、連絡すらない状況であり、今後も農地としての利用は考えられないということで、太陽光発電パネル整備に同意したということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号13番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号13番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号13番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号14番について、9番、中村亨農業委員からお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。議案第3号、農用地区域除外14番について報告いたします。

地図は15ページです。数十年来、作付を行っておらず、実家の管理をしていた次男の方も亡くなり、現在は三男が管理していますが、農地としての利用は考えられず、太陽光発電パネル整備に至ったということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号14番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号14番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号14番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号15番について、9番、中村亨農業委員からお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。これは先ほどの農用地区域除外13番と同じ案件です。議案第3号、農用地区域除外15番について報告いたします。

地図は16ページです。地図では1枚に見えますが、地図の下側3分の1は盛り土によって2段の土地です。草刈り管理をされていますが、農用地区域除外13番で報告したとおりです。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号15番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号15番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号15番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号16番について、9番、中村亨農業委員からお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。議案第3号、農用地区域除外16番について報告いたします。

地図は17ページです。作付しておらず、今後も農地としての利用の予定もなく、草刈り管理も負担になってきており、今回の太陽光発電計画の話によってパネル整備に合意したということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号16番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号16番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号16番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号17番について、三陸町地区綾里地域、根内孝推進委

員からお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(根内孝君) 推進委員の根内です。農用地区域除外 17 番、共同墓地移設について説明します。

それで図面の A さん、B さんとなっているお宅の上のほうが共同墓地になっていまして、申請者の旦那さんと 22 日お会いしまして、一緒にこの現地に行ったのですが、この共同墓地がすごい急斜面でして、旦那さんの話によりますと、もう 70 代以上になると簡単に登れないと。簡単に登れないような急な坂でして、70 代以上の方ではお墓参り行けないような状況になっています。それで今回、申請になった場所に共同墓地を移設して、駐車場も作りたいというような状況なようです。これはちょっとやむを得ないと見てまいりましたけれども、どうぞよろしく審議をお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第 3 号 17 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第 3 号 17 番について、本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第 3 号 17 番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更の全体について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第 3 号について、本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第 3 号は本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第 5 回総会を閉会いたします。

午後 3 時 38 分閉会